



2021年12月17日

各位

会社名 株式会社 NATTY SWANKY
 代表者名 代表取締役社長 井石 裕二
 (コード番号：7674 東証マザーズ)
 問合せ先 取締役管理部長 金子 正輝
 (TEL. 03-5909-3013)

(訂正)「持株会社体制移行に伴う会社分割及び定款一部変更に関するお知らせ」の
一部訂正について

当社が2021年7月13日に発表いたしました「持株会社体制移行に伴う会社分割及び定款一部変更に関するお知らせ」について、2021年7月27日に(訂正)「持株会社体制移行に伴う会社分割及び定款一部変更に関するお知らせ」を発表いたしましたが、記載内容に一部訂正がありましたので、下記のとおり改めてお知らせいたします。

記

1. 訂正の理由

当社今期(2021年7月1日~2022年1月31日)の中間配当の基準日につきまして、一部記載(附則第49条)の脱落がございましたので下記のとおり訂正いたします。

尚、本訂正の内容は2021年9月28日に開催いたしました当社第20回定時株主総会にて決議しております。

2. 訂正の内容

訂正箇所には網掛けを付して表示しております。

(訂正前)

Ⅲ. 定款の一部変更

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則 (商号) 第1条 当社は、株式会社NATTY SWANKYと称し、英文では、 <u>NATTY SWANKY Co.,Ltd.</u> と表示	第1章 総則 (商号) 第1条 当社は、株式会社NATTY SWANKY <u>ホールディングス</u> と称し、英文では、 <u>NATTY</u>

<p>する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、<u>次の事業を営む</u>ことを目的とする。</p> <p>(1) 飲食店の経営および運営</p> <p>(2) 食品および食材の販売</p> <p>(3) 建物の内装および外装の設計、施工</p> <p>(4) 不動産の売買、賃貸ならびに管理</p> <p><u>(5) 広告業務の企画および代理業務</u></p> <p><u>(6) 飲食店のフランチャイズチェーン・システム</u>による店の加盟募集および情報提供ならびに指導助言業務</p> <p><u>(7) 損害保険の代理店業務</u></p> <p><u>(8) 人材育成のための各種セミナーの企画、指導</u>および運営ならびに教育事業</p> <p><u>(9) 前各号に附帯する一切の事業</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、<u>毎年6月30日</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第44条 当社の事業年度は、<u>毎年7月1日から翌年6月30日まで</u>とする。</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第45条 当社の期末配当の基準日は、<u>毎年6月30日</u>とする。</p> <p>2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(中間配当)</p>	<p><u>SWANKY holdings Co.,Ltd.</u>と表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の<u>各号に掲げる事業を営むこと、ならびに当該各号に掲げる事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配または管理すること</u>を目的とする。</p> <p>(1) 飲食店の経営および運営</p> <p>(2) 食品および食材の販売</p> <p>(3) 建物の内装および外装の設計、施工</p> <p>(4) 不動産の売買、賃貸ならびに管理</p> <p><u>(5) 酒類の輸出入、卸売、小売および通信販売</u></p> <p><u>(6) 広告業務の企画および代理業務</u></p> <p><u>(7) 飲食店のフランチャイズチェーン・システム</u>による店の加盟募集および情報提供ならびに指導助言業務</p> <p><u>(8) 損害保険の代理店業務</u></p> <p><u>(9) 人材育成のための各種セミナーの企画、指導</u>および運営ならびに教育事業</p> <p><u>(10) 前各号に附帯する一切の事業</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、<u>毎年1月31日</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第44条 当社の事業年度は、<u>毎年2月1日から翌年1月31日まで</u>とする。</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第45条 当社の期末配当の基準日は、<u>毎年1月31日</u>とする。</p> <p>2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(中間配当)</p>
---	---

<p>第46条 当社は、取締役会の決議により、<u>毎年12月末日を基準日</u>として中間配当をすることができる。</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p>	<p>第46条 当社は、取締役会の決議により、<u>毎年7月末日を基準日</u>として中間配当をすることができる。</p> <p style="text-align: center;"><u>附則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(効力発生日)</u></p> <p>第48条 第1条(商号)及び第2条(目的)(ただし、<u>第2条(5)については除く。</u>)の変更は、<u>2021年9月28日開催予定の定時株主総会に付議される吸収分割契約承認の件が原案どおり承認可決されること及び上記吸収分割契約に基づく吸収分割契約の効力が発生することを条件として、当該吸収分割契約の効力発生日である2022年2月1日に効力が生じるものとする。なお、本条は、効力発生日の経過をもってこれを削除する。</u></p>
---	---

(訂正後)

III. 定款の一部変更

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
<p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、<u>株式会社NATTY SWANKY</u>と称し、英文では、<u>NATTY SWANKY Co.,Ltd.</u>と表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、<u>次の事業を営む</u>ことを目的とする。</p> <p>(1) 飲食店の経営および運営</p> <p>(2) 食品および食材の販売</p>	<p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、<u>株式会社NATTY SWANKYホールディングス</u>と称し、英文では、<u>NATTY SWANKY holdings Co.,Ltd.</u>と表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の<u>各号に掲げる事業を営むこと、ならびに当該各号に掲げる事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配または管理すること</u>を目的とする。</p> <p>(1) 飲食店の経営および運営</p> <p>(2) 食品および食材の販売</p>

<p>(3) 建物の内装および外装の設計、施工 (4) 不動産の売買、賃貸ならびに管理 <u>(5) 広告業務の企画および代理業務</u> <u>(6) 飲食店のフランチャイズチェーン・システム</u> による店の加盟募集および情報提供ならびに指導 助言業務 <u>(7) 損害保険の代理店業務</u> <u>(8) 人材育成のための各種セミナーの企画、指導</u> および運営ならびに教育事業 <u>(9) 前各号に附帯する一切の事業</u></p>	<p>(3) 建物の内装および外装の設計、施工 (4) 不動産の売買、賃貸ならびに管理 <u>(5) 酒類の輸出入、卸売、小売および通信販売</u> <u>(6) 広告業務の企画および代理業務</u> <u>(7) 飲食店のフランチャイズチェーン・システムに</u> による店の加盟募集および情報提供ならびに指導助言 業務 <u>(8) 損害保険の代理店業務</u> <u>(9) 人材育成のための各種セミナーの企画、指導お</u> よび運営ならびに教育事業 <u>(10) 前各号に附帯する一切の事業</u></p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日 は、<u>毎年6月30日</u>とする。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日 は、<u>毎年1月31日</u>とする。</p>
<p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第44条 当会社の事業年度は、<u>毎年7月1日から翌</u> <u>年6月30日まで</u>とする。</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第44条 当会社の事業年度は、<u>毎年2月1日から翌年</u> <u>1月31日まで</u>とする。</p>
<p>(剰余金の配当)</p> <p>第45条 当会社の期末配当の基準日は、<u>毎年6月3</u> <u>0日</u>とする。</p> <p>2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をす ることができる。</p>	<p>(剰余金の配当)</p> <p>第45条 当会社の期末配当の基準日は、<u>毎年1月31</u> <u>日</u>とする。</p> <p>2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をす ることができる。</p>
<p>(中間配当)</p> <p>第46条 当会社は、取締役会の決議により、<u>毎年1</u> <u>2月末日を基準日</u>として中間配当をすることがで きる。</p>	<p>(中間配当)</p> <p>第46条 当会社は、取締役会の決議により、<u>毎年7月</u> <u>末日を基準日</u>として中間配当をすることができ る。</p>
<p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>附則</u></p> <p>(効力発生日)</p> <p><u>第48条 第1条(商号)及び第2条(目的)(ただし、</u> <u>第2条(5)については除く。)</u>の変更は、<u>2021</u> <u>年9月28日開催予定の定時株主総会に付議される</u> <u>吸収分割契約承認の件が原案どおり承認可決される</u> <u>こと及び上記吸収分割契約に基づく吸収分割契約の</u></p>

<p>(新設)</p>	<p>効力が発生することを条件として、当該吸収分割契約の効力発生日である2022年2月1日に効力が生じるものとする。なお、本条は、効力発生日の経過をもってこれを削除する。</p> <p>(第21期事業年度)</p> <p>第49条 第44条の規定にかかわらず、第21期の事業年度は2021年7月1日から2022年1月31日までの7ヵ月間とする。</p> <p>2 第46条の規定にかかわらず、第21期の事業年度中間配当の基準日は2021年12月末日とする。</p> <p>3 本条は、2022年1月31日をもってこれを削除する。</p>
-------------	--

以上